

第1回野生動物救護対策の在り方検討小委員会の会議概要 (職域総合部会個別委員会小委員会)

I 日 時 平成25年6月5日(水) 13:30~18:00

II 場 所 国立大学法人岐阜大学サテライトキャンパス
多目的講義室

III 出席者

【委員長】 赤木 智香子 ラプター・フォレスト代表

【委員】 小 泉 透 独立行政法人森林総合研究所研究コーディネータ
戸 田 昭 博 愛知県獣医師会(品野ペットクリニック院長)
葉 山 久 世 かながわ野生動物サポートネットワーク代表
福 井 大 祐 特定非営利活動法人 En Vision 環境保全事務所
調査研究員
前 田 敬 生 岐阜県獣医師会監事(前田動物病院院長)

(欠席委員) 黒 沢 信 道 鈿路地区農業共済組合事業部次長

【オブザーバー】

鈴 木 正 嗣 岐阜大学応用生物科学部教授
野生動物対策検討委員会委員長

【本 会】 近 藤 信 雄(副会長)、矢ヶ崎 忠 夫(専務理事)、ほか

IV 議 事

- 1 委員長の選任
- 2 野生動物対策検討委員会のこれまでの検討経過
- 3 報告書の取りまとめに向けた検討

V 会議概要

(1) 近藤副会長から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

ア このたびは岐阜での会議開催ということで、皆様にはご多忙の中お運びいただき感謝する。

イ 周囲を8つの県に囲まれ、山紫水明に富んだ岐阜県は、多くの水鳥が生息する南部の海拔ゼロメートル地帯から雷鳥の暮らす北部の3,000メートル級の山々が連なる中部山岳地帯まで多種多様な環境を持っている。一方、有害鳥獣や外来生物の問題も身近で大きな問題として存在している。

ウ 平成22年9月、環境省中央環境審議会から鳥獣保護事業計画・基本指針が出されたが、本委員会における議論もまたこの流れの中にあって時代の要請を受けたものであろうと理解している。

エ 野生動物救護のあり方については、救護の意義の大きさとともに、新たな視点として抑制的な野生動物との関わり方も理解する必要である。

オ この委員会の親委員会に当たる野生動物対策検討委員会による中間報告の取りまとめ以降、全国から様々なご意見を伺いつつ検討が進められ、このたびの小委員会の発足につながった。

カ 21世紀に入ってすでに10年以上が経過した。自然との共生、生態系の保全、生物多様性、等、一見華々しくさえ見える言葉とともに始まった今世紀ではあったが、ここにきてようやく様々な課題が現実のものとして認識されるようになってきた。

キ 傷病鳥獣の救護は、長年にわたり全国で獣医師会が取り組んできた歴史がある。それぞれの思いや考え方を尊重しつつ、「温故知新」の語のように、社会から受け入れられることを念頭に、古いものでも残していかなければならないものは残し、新しい知見や科学的根拠に基づく考え方については全国の獣医師会会員、ひいては広く社会に理解されるよう十分な検討の上、丁寧に提示していかなければならない。

ク この委員会は、今後の野生動物対策の方向性を決定づける大きな役割を担っている。皆様の検討に期待している。

(2) 続いて、事務局から出席者が紹介された。

(3) 事務局から、部会制の中での本委員会の位置づけについて説明された。

1 委員長・副委員長の選任

委員長に赤木委員が推薦され、全員一致で承認された。赤木委員長により、以降の議事が進行された。

2 野生動物対策検討委員会のこれまでの検討経過

(1) 野生動物対策検討委員会鈴木委員長から、本委員会の親委員会である同委員会の検討経過と本委員会の設置背景が説明された。

- ア 野生動物対策検討委員会においては、中間報告「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」（以下、「中間報告」という。）をとりまとめ、さらに最終報告のとりまとめに向けた検討を進めている。中間報告の取りまとめにあたっては、農作物等への被害、生物多様性、餌付け、感染症、救護（リハビリテーション）、といった様々な観点から野生動物対策の在り方を考え、野生動物対策に獣医師及び獣医師会がどう関わるべきかについて幅広く検討してきた。
- イ 特に救護に係る部分では、中間報告に対する様々な反響があった。このため、各地の地方獣医師会に意見を求めたが、「これまでの活動を否定された感じがする。」といったものから、「ずっと救護をやってもやもやしていたものが晴れたような気がする。」というものまで様々なご意見があった。
- ウ 委員会での検討においても、以下のような意見が出された。
- (ア) 中間報告で用いられている「獣医師」の言葉が、「獣医学を修め、資格を持つ人すべて」を指すのか「現場で家庭動物診療に当たっている臨床家」を指すのかが読み手によって曖昧になっていることが混乱を招いているかもしれない。
 - (イ) 臨床家は救護だけやればいい、というわけではない。救護を通じて、その背景となる課題を探り、関係者や行政と連携して解決することが大切。
 - (ウ) 中間報告の内容をいきなり読むと、臨床獣医師はたじろいでしまう。臨床獣医師ができること、行政機関などにまかせるべきこと、を分けながら、臨床獣医師が提供できる獣医療技術を否定しない形で取り組みの方向性を示すことが必要。
- エ これらのご意見を受け、救護・リハビリテーションに関わる内容について、もっと現場の声を踏まえ、突っ込んだ議論をすべきである旨野生動物対策検討委員会で決定された。
- オ このことから、日本獣医師会職域別部会運営規程第6条第4項の規定に基づき設置されたのがこの野生動物救護対策の在り方検討小委員会である。

3 報告書の取りまとめに向けた検討

委員長から、これまでのメールによる活発な意見交換の結果を取りまとめた資料が示され、その内容について項目ごとに意見交換が行われた。大要は以下のとおり。

(1) 「リハビリテーション」に対する日本語訳について

- ア 「リハビリテーション」の語がすでに日本語の中で定着しており、一方で「リハビリテーター」という役割が存在するなど、現在議論している「リハビリテーション」の概念が伝わりにくくなっていることから、何らかの日本語訳を考えようとしてきたが困難であった。
- イ 用語は「リハビリテーション」のままではよいのではないか。当面は「リハビリテーション（新しい救護）」といったように注釈付きで用いながら概念の定着を図ってはいかがか。
- ウ 獣医学教育モデル・コアカリキュラムでも用語は「リハビリテーション」としている。今後の教科書作成にあたっては、解釈のずれが生じないように、慎重に記載を進めていく必要がある。
- エ 生物多様性国家戦略の考え方にも沿うものであるべき。従来の救護と新しいリハビ

リテーションは決して対立するものではなく、救護がさらに進化し、時代に合わせて高度化されたものがリハビリテーションということ。

(2) 「リハビリテーション」の定義づけについて

- ア リハビリテーションの意味合いについて、中間報告では書き方に適切でない部分があり、誤解と混乱を招いてしまった。その後の議論の中で、「表現型の違い」という意見があったが、「駆除すること」と「希少種を守ること」はまさに生物多様性の確保という観点からすれば表現型の違いにすぎない。「動物が増えすぎている」ことの裏には「植物が絶滅の危機に瀕している」場合も少なくない。この場合は動物の駆除と植物を絶滅から守ることは表裏一体で表現型の違いにすぎないといえる。今後の検討では、ある一面だけを見て物事を論じることのないよう十分留意すべきである。
- イ 交通事故や衝突事故は救護対象に含まないとする考え方には賛成できない。野生動物が救護される原因のおよそ半数は人間の活動に起因している。それを、個体数リスクから無視できるという理由だけで救護しないということとはできない。むしろ、それらの事例を通じて市民に対して環境教育をするのが獣医師の役割。
- ウ 中間報告では「リハビリテーション」を生態系の健康と生物多様性の保全に貢献することを主眼とする活動ととらえている。このためには、①生態系の健康と生物多様性の保全に「積極的に貢献する要素」（調査研究など）と、②生態系の健康と生物多様性の保全を「阻害する要素を含まない」（消極的な貢献、外来種を放野しないことなど）が必要である。
- エ 中にはハクビシンの幼獣を保護し、丁寧に育てている事例もある。こうした場合の考え方については獣医師会として何らかの方向性を示すと行政も対応しやすくなる。
- オ 個体を救うことを否定するものではないが、「救命する」ことを第一とするアプローチから、「生物多様性の保全」を第一とするアプローチへと転換することが必要。「かわいそうだから助ける」という、ともすると自己満足にすぎない視点から、もう少し広く生態系全体に思いを寄せることが大切。
- カ その観点から、希少種については決してないがしろにすることなく救護する方向性にあるべき。増えすぎて困るのも減りすぎて困るのも根っこは同じ。人間の活動とのつながりを考える視点が大切。
- キ このような考え方に立つと、自治体主導では「生物多様性保全」といった目的で、公益性の高い客観的評価のできる取り組みをし、融通や小回りのきく民間が、市民の「助けたい」というニーズに応えながら、地域の事情に対応した草の根的な環境教育や普及啓発など、数値として評価しにくいところに力を注ぐといった、役割分担があっても良いように思う。

(3) 従来型の救護が果たしてきた役割について

- ア 中間報告で詳しく触れなかった、市民の助けたいという気持ちの受け皿としての役割にも注目したい。大切な部分は残し、それを発展させる形でリハビリテーションにつなげるべき。

(4) 押収動物の取り扱いについて

- ア 押収動物については、獣医師は行きがかり上貢献を期待されているに過ぎない。
- イ しかしながら、持ち込まれる以上、何らかの方向性を示すべきである。
- ウ 良かれと思ってしたことが生物多様性を乱してしまう結果となることを説明する必要がある。

(5) 一般市民による野生動物飼育について

- ア 国産野生動物については飼育が原則禁止されているが、外国産野生動物についてもさらに規制が必要である。
- イ リハビリテーターによる自宅での野生動物飼育については、感染症リスクの問題や観念的ペット化の問題から行うべきではない。また、違法飼育との線引きが難しくなるという面もある。
- ウ 法令では一時的な飼育しか認めていないケースでも、終生飼養を行っているケースも多い。
- エ 適切な飼育にはそれなりの対応が必要であり、最低限団体組織でなければ対応できない。リハビリテーターについては、個人は認めず、法人にのみ認めるのも一つの考え方もかもしれない。
- オ 研究目的等の明確な意図がない限り、野生動物飼育は動物福祉上問題がある。
- カ 急には難しいが、将来的には個人による野生動物の飼育は禁止する方向がよい。
- キ リハビリテーションを担当する人員について、必要な要件を示すべき。十分な要件を満たす人を、これからの救護を実現できるリハビリテーターとして認定すべき。
- ク 獣医師以外の者が野生動物を飼育する場合は感染症の危険がないものに限ることを条件にすべき。
- ケ 獣医師会としてどのような目的をもってこの報告書をまとめるかを整理すべき。鳥獣保護事業計画では、鳥獣保護思想の普及のための施設を各都道府県に設置することを求めているが、実際には設置は進んでいない。リハビリテーターの自宅での個人飼育を禁止する先に、公的施設での受け入れが視野にあるのか、救護そのものをやめるのか。現実的には自宅にしる施設にしる、十分な感染症対策は不可能ではないか。
- コ 基本的な方向性は自治体としてセンターの設置に取り組むことを前提に役割分担の議論を進めること。
- サ センターの設置を促す議論をするのであれば、あくまで「リハビリテーション」にふさわしいものをセンターということを示すことが大切。従来とは違う要件を満たす「センター」であるはず。
- シ 法令に基づくセンターの要件とは別に、必要な要件を示すことが大切。また、都道府県ごとの単位ではなく、都道府県境を超えて、沿岸部では水鳥を対象としてセンターを設置するなど、地域を超えた具体的で実効性ある取り組みを考えることも提言すべき。
- ス リハビリテーターを廃止せよ、ということではなく、十分な要件を満たしたリハビリテーターに活動を任せるということが大切。
- セ 岐阜県では、救護について県と獣医師会が委託契約を結んで実施してきた。また、

県の講習会を受講した民間の方がリハビリテーターとして活動してきた。しかし、リハビリテーターが密漁に関与する事案の発生を機に県はリハビリテーターを廃止し、公営のリハビリセンターを設置する方向に舵を切った。示唆に富む事例だと思う。

ソ 愛知県では、傷病鳥獣が保護されると保護指導獣医師に渡される。そのあとで民間の方に期間を定めて預けられる。それを超えたものは弥富の野鳥園へ、というルールでやっている。あくまで野生動物をむやみに飼うのはよくない、というのが前提である。

タ 米国や英国には様々な先進事例があるが、文化の違い等を考えた時、そのまま日本で導入するのは無理がある。海外の例を紹介しつつ、国内でのあり方を検討することが大切。

チ 中間報告でも示しているように、リハビリテーターの重要な役割は復帰訓練。そのために必要な要件を満たす施設で、要件を満たすスキルを身につけている人がリハビリテーターとしてふさわしいということではないか。

ツ 現在の救護やリハビリテーターの活動を否定するのではなく、どのように改善すればこれからのリハビリテーションに対応できるかを示すべきである。

テ 現状を批判的に書くのではなく、現状を肯定しつつ本来あるべき方向に行くにはどうすべきかを書くことが大切。

ト これからまとめる報告書は関係者に対する指導要領だと考えればよいのではないか。

(6) 動物福祉への配慮と終生飼養の問題について

ア 種の保存法で希少種指定されている種で安楽殺処分が認められない事例がある。明らかに予後不良で苦痛を伴う場合や、明らかに野生復帰が不可能で動物福祉上好ましくない環境での飼育を余儀なくされる場合でも安楽殺処分ができないことがある。

イ 救護個体を研究活動や教育活動に積極的に利用するシステム作りとともに、動物園等でのニーズをリスト化するなど、野生復帰が困難な個体の活用を進めるべき。

ウ 本来は明確な科学的根拠があれば安楽殺処分ができないということはないが、だれも責任を取りたがらないことがこの問題の要因。責任の押し付け合いから獣医師を守るのも獣医師会の役割。

エ リハビリテーションのもっとも大きな部分が「トリアージ」。全体の中での議論がさらに必要である。

(7) 救護と環境教育について

ア 環境教育については、獣医師の語りかける言葉が受け取り手を大きく左右する。真実をわかりやすく伝えることが大切。そのためには、環境教育に携わる人に必要とされる資質について提示することが必要。

イ 環境教育のモデルを考える際には、学校教育の現場など、獣医師以外の視点も入れるべき。

ウ 岐阜県獣医師会では「いのちの授業」の一環として救護個体を題材にした環境教育を行っている。こうした取り組みを進めるのも獣医師会の役割。

(8) 救護データの活用について

- ア 救護個体に関する情報は相当蓄積されているにもかかわらず、統一的なデータベース化されていない。また、民間の診療施設での救護個体の情報は必ずしも十分に記録されているとは言えない。
- イ 統一的なフォーマットの導入やデータベースの構築等により、モニタリングでの活用等、有効な利用が必要である。

(9) 「救護」及び「リハビリテーション」の役割分担について

- ア 税金を使って公的に行う事業と民間が自発的に行う事業には役割に違いがある。行政は希少種など公益性の高いものを、民間では一般種を取り扱うというような分担も考えるべき。
- イ 費用負担については、市民からの寄付を募る、救護者に負担をお願いするなど、「救護は無料奉仕」というイメージからの脱却が必要。
- ウ 実際に救護動物の治療費用を獣医師と救護した一般市民と折半として対応しているが、特段問題は起こらない。
- エ 岐阜県では費用を徴収していない。獣医師会としては、県からの委託費の中で講習会等を行って事業を長年やってきたが、基本的には野生動物救護は公的な立場で行うべきというスタンスでやってきた。その中で、今回リハビリセンターが開設されることになった。
- オ 十分な体制で救護活動を行おうとすると、1頭羽あたり十数万円の費用がかかることも多い。だからこそ、納税者の理解を得られる活動でなければならない。栃木県が行ったアンケート調査では、「救護は必要ない」又は「救護は希少種に限るべき」とする意見が半数以上だったという例もある。救護したいという市民感情の一方で、バランスのとれた公金支出を望む納税者の感情も無視してはいけない。
- カ 一般種と希少種をどのように区別しながら対応するかということが一つのポイント。
- キ 行政と一般の動物病院が救護に係る場合、①原則的に行政が窓口となり傷病個体を受け入れる場合（北海道や岐阜の場合）と、②行政は傷病個体の搬送先を指示し、受け入れは一般の動物病院等が行う場合（大阪や愛知の場合）に分けられる。それぞれメリットとデメリットを示す必要があるが、将来的には①のほう为好ましいのではないかと。
- ク 費用について、善意に委ねられている中で実際にいくらかかるかが明らかになりにくいのが課題。何らかの形で調査することも必要。

(10) 対象種の絞り込みについて

- ア 行政が関与し、公金が支出されるからには、対象種の絞り込みが必要。ただし、その中で従来との急激な方針転換による混乱を招かない方策は大切。
- イ 対象種を絞りつつも、一般種に対する対応も排除しないとした岐阜県での検討の経過は一つの参考事例になるのではないかと。

(11) 獣医師に対する普及啓発について

- ア 家庭動物と野生動物の違いの認識の必要性等、野生動物に関する基本的な知識をバックグラウンドとして備えておくことが必要。
- イ 総論的なこと、各論的なことを取りまとめ、獣医師向けのテキストのようなものが必要である。

(12) 一般市民に対する普及啓発について

- ア 「生物多様性」というキーワードを救護者に説明しながらの傷病鳥獣救護は、開業獣医師にとっては足かせになる。
- イ 子供を含め、市民から「生物多様性って何？」と聞かれたときに獣医師として明確な答えを用意しておくことが大切。外来生物の問題も開発や乱獲による種の絶滅もみな人類の活動に由来している。私たちの生活が野生動物といかに深くつながっているかを考えながら論を進める視点が大切。
- ウ 市民対応用の問答集を作りたい。現場の獣医師による市民向け環境教育の一助となる一般向けのテキストが必要である。そこでは、私たちの活動がどのように自然とつながっていて、私たちの自然に対する行いがやがてどのように私たちに返ってくるのか、を説明することが基本。決して生物多様性の概念を難しく正面から説明するようなものであってはならない。
- エ 獣医師向けの、市民対応問答集のようなものがあるとよい。

(13) 感染症・耐性菌対策について

- ア 鳥インフルエンザについて、環境省のマニュアルとの整合性については十分考えながら一般の動物病院の対応を考える必要がある。
- イ 猛禽類が家伝法の対象になっていないことがリスクを生んでいる。万一の際の対応の方向性が定まっていない。
- ウ これだけは守るべき、というガイドラインは必要。大げさなことはしたくないという感情もあろうが、野鳥の鳥インフルエンザなどが一般的になってきている以上、十分な対応をしっかりと取ることがクライアントや地域からの信頼を得ることになる。
- エ 現実には一般の動物病院で感染症対策は不可能。そうなる取り扱いすべきではない、ということになり、議論は堂々巡り。
- オ 報告書のとりまとめでは、まずはこうした課題やジレンマを正面から提示することも重要ではないか。
- カ 本来あるべき対応と実際に可能な対応には大きなギャップがあることを一般市民に理解してもらうことも大切。
- キ 愛知県において、鳥インフルエンザ陽性のハヤブサが一般道の道端で発見された事例があった。この場合は死亡個体だったが、もし生きていれば近在の動物病院に持ち込まれることが十分にありうるケースだった。
- ク バイオセキュリティの観点からも、本来は行政が十分な施設等を保有し、保全医学全体の視点から獣医職を配置すべきである。単に傷病個体の治療にとどまらず、生態系の健全性を守り、人の健康を守る全体的な視点が大切。国民の健康を守るという獣医師の公益性を発揮すべきである。

VI まとめ

- (1) 本日の検討結果を踏まえ、6月27日の理事会における検討結果報告に向けて取りまとめを行うこととされた。
- (2) 野生動物対策検討委員会での最終とりまとめに向け、今後さらに検討を進めることとされた。
- (3) 矢ヶ崎専務理事(部会長)から、「長時間にわたる熱心な議論に感謝する。救護の問題はまさに診療獣医師が直面している課題であり、時代に合った対策が求められる。人道的な見地と公益的な見地のせめぎあいが続いているのが現状かと思われるが、だからこそこの委員会が大きな役割を果たすものとする。今後もさらに検討を進めていただき、関係者にスムーズに理解いただける最終報告書の取りまとめをめざしていただきたい。」旨挨拶があり、会議を終了した。